

令和2年6月26日(最新版)

那覇市公設市場 使用者募集の要項

那覇市経済観光部なはまち振興課
電話 863-1750

はじめに

～応募にあたって～

那覇市公設市場は地域における市民の台所として親しまれてきました。公設市場は、日常生活に必要な食料品や雑貨等をいつでも、安心・安全に購入できる市場として那覇市が設置・管理する商業施設です。

公設市場の使用は、一般（民間）の賃貸契約とは異なり、市長の使用許可となっており、使用開始後も公設市場で事業を行う事業主として模範的な事業運営を心がけてもらわなければなりません。

公設市場には市場の使用に関して市が定めた規程がありますので、使用希望者は「那覇市公設市場条例」等の市場使用に関する規定をご理解の上、「那覇市公設市場使用者募集」にご応募ください。

なお、使用者が市場使用の規定に違反した場合、使用許可の停止、又は使用許可の取り消し等の厳しい処分を課す場合がありますのでご承知おきください。

《重 要》

1. 第一牧志公設市場再整備事業に伴い、現在第一牧志公設市場の使用者の募集を一時停止しています。
2. 公設市場(衣料部・雑貨部)は、令和4年3月末までに公設としての運営を終える予定のため、使用期間はその期日以前となります。
3. 上記2の小間の返還による、移転補償や営業補償等はありません（那覇市公設市場条例第13条及び14条）。ただし、返還によって生じた損失について補償する必要があると認める場合であっても、既存事業者との取り扱いが異なることがあることをご理解の上、お申し込みください。

1 応募資格

- (1) 個人事業者：満 20 歳以上で、那覇市に住所を有すること。
法人事業者：那覇市に法人登記された本社又は支店を有すること。
- (2) 那覇市の市税及び国民健康保険税（または後期高齢者医療保険料）の滞納のない事業者
- (3) 使用する小間において専従可能な事業者
※従業員を雇って営業を任せる場合は、従業員届を提出し、店舗管理責任者を配置してください。
- (4) 連帯保証人を 1 名つけることが出来る事業者
- (5) 那覇市暴力団排除条例に規定する暴力団、または暴力団員に該当しておらず、または関係していない事業者
- (6) 那覇市公設市場条例、同施行規則その他那覇市が行う指示・指導を遵守できる事業者

2 応募方法

- (1) 応募者は、那覇市公設市場使用者募集申込書及び暴力団排除に関する誓約書に必要事項を記入し署名・押印の上、受付期間内に応募者又は代理人が直接受付窓口に提出してください。郵送・FAX では受付できません。
- (2) 受付期間・受付場所等の詳細は、「使用者募集のしおり【募集編】」をご覧ください。

3 応募の注意点

- (1) 申し込みは、申込者1事業者につき1市場です。複数の市場に申し込みはできません。
- (2) 牧志公設市場衣料部・雑貨部の平和通りに面した小間（1等の小間）の使用については、1事業者1小間までです。
- (3) 使用開始後の場所の移動は、新規の申込者がいないときに限ります。
※ただし、頻繁に小間を移動させることは認められません。

4 使用許可予定者の決定

公設市場の使用許可予定者の決定は次のとおりです。

- (1) 新たに募集する小間の使用許可予定者については、受付期間内に複数の申込者があった場合のみ、抽選会を実施し決定します。随時募集の小間に関しては申し込みを行った順(先着順)となります。
- (2) 市場を使用されている事業者が小間の移動または、増小間を希望するために応募した場合は、新規受付期間の翌日以降で且つ、申し込みした日に新規の申込者がいないときに限り、使用許可予定者となることができます。
- (3) 抽選会には、申込者が立ち会うことが出来ます。立会いを希望する事業者は開始時間までにご来庁ください。なお、抽選は抽選器にて職員が行います
- (4) 抽選会日時・場所等の詳細は、申込時にお渡しする受付票をご確認ください。
- (5) 抽選結果は、使用許可予定者にのみ電話等で通知します。その他の応募者への通知は行いませんのでご了承ください。電話でのお問い合わせは可能です。

お問い合わせ先：なはまち振興課 市場管理グループ

(☎) 863-1750

5 使用許可申請手続き

- (1) 使用許可予定者に決定した事業者は、使用許可申請書等の必要な書類を期限内に準備し、なはまち振興課窓口へ申請者が直接提出してください。
- (2) 使用許可証は、申請者へ直接交付します。
- (3) 期限までに書類の提出が完了できない場合や、申込み内容に虚偽の記載、不正な申請等がある場合には決定を無効または取り消しとすることがあります。

6 提出書類一覧

(1) 個人事業者の場合

書類名称	取扱い課
<input type="checkbox"/> 店舗使用許可申請書	なはまち振興課 (6階)
<input type="checkbox"/> 履歴書	
<input type="checkbox"/> 第一牧志公設市場の使用許可に関する同意書 ※第一牧志公設市場使用希望者のみ。	
<input type="checkbox"/> 住民票抄本(特別)	ハイサイ市民課 (1階)
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書	市民税課 (3階)
<input type="checkbox"/> 市税の完納証明書 (滞納のない証明書)	
<input type="checkbox"/> (75歳未満) 国民健康保険税 滞納のない証明書	国民健康保険課 (1階)
<input type="checkbox"/> (75歳以上) 後期高齢者医療保険料納付証明書 (未納のない証明書)	
<input type="checkbox"/> (社会保険の方) 保険証の写し	
<input type="checkbox"/> 申請者の顔写真 (縦4cm×横3cm) 1枚 ※直近3カ月以内 申請書に貼り付けてください。	
<input type="checkbox"/> 那覇市公設市場条例等を遵守の誓約書	なはまち振興課 (6階)
<input type="checkbox"/> 請書 (申請者と連帯保証人の連名)	
<input type="checkbox"/> 連帯保証人の印鑑登録証明書	ハイサイ市民課 (1階)
<input type="checkbox"/> 連帯保証人の所得証明書 (市町村が発行するもの) または源泉徴収票の写し	市民税課 (3階)
<input type="checkbox"/> (外国人の方) 在留カード、旅券その他の就労に係る許可を得ていることが確認できる書類の写し	
<input type="checkbox"/> 従業員届 ※従業員を雇う場合のみ。	なはまち振興課 (6階)

(2) 法人事業者の場合

書類名称	取扱い課
<input type="checkbox"/> 店舗使用許可申請書	なはまち振興課 (6階)
<input type="checkbox"/> 第一牧志公設市場の使用許可に関する同意書 ※第一牧志公設市場使用希望者のみ。	
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	那覇地方法務局
<input type="checkbox"/> 法人印鑑登録証明書	
<input type="checkbox"/> 市税の完納証明書(滞納のない証明書)	市民税課(3階)
<input type="checkbox"/> 定款の写し	
<input type="checkbox"/> 申請者の顔写真(縦4cm×横3cm)1枚 ※直近3カ月以内 申請書に貼り付けてください。	
<input type="checkbox"/> 那覇市公設市場条例等を遵守の誓約書	なはまち振興課 (6階)
<input type="checkbox"/> 請書(申請者と連帯保証人の連名)	
<input type="checkbox"/> 連帯保証人の印鑑登録証明書	ハイサイ市民課(1階)
<input type="checkbox"/> 連帯保証人の所得証明書(市町村が発行するもの)または源泉徴収票の写し	市民税課(3階)
<input type="checkbox"/> (外国人の方)在留カード、旅券その他の就労に係る許可を得ていることが確認できる書類の写し	
<input type="checkbox"/> 従業員届 ※従業員を雇う場合のみ。	なはまち振興課 (6階)

7 連帯保証人の要件

連帯保証人となる方は、次の要件を全て満たす方に限ります。

- (1) 原則として那覇市に在住している方
- (2) 那覇市公設市場の使用者、従業員でない方
- (3) 20歳以上60歳未満で、債務を保証する能力がある者

8 使用の開始

規則により、使用許可日から30日以内に開業することになっています。使用許可を受けた事業者は速やかに開業するようお願いします。開業が遅れる場

合は、事前に市の担当者へ連絡してください。

9 使用許可の期間

市場の使用許可期間は2年間となっていますが、使用許可を受ける時期等によっては2年未満の場合もあります。使用期間満了後も引き続き使用を希望する場合は、新たに使用許可を受ける必要があります。

10 市場使用料及び電気水道料等

(1) 那覇市公設市場の使用料は、1 m²当りの単価×小間面積で決定されます。

市場ごとの1 m²当りの単価は募集編の【小間の使用料単価】を御覧ください。

(2) 市場使用料及び電気水道料は、市が使用者へ請求します。

(3) **市場使用料**は、前払いとなっており前月末が納付期限日となります。**電気水道料**（前月実績による実費及び共用負担分）は、使用月の翌月 20 日頃請求します。

(4) 市場使用料、電気水道料の支払については原則として、口座振替による支払いになっています。各金融機関（郵便局を除く）にて手続きをお願いします。

(5) 事業に必要な経費は事業主負担ですが、中には業者間で共同負担している経費もあります。市場組合等でご確認ください。

11 市場の営業時間

(1) 市場ごとの休業日は募集編の【休業日等一覧表】を御覧ください。

(2) 営業時間は、4月から10月までは午前8時から午後10時、11月から3月までは午前9時から午後9時までです。

※休日・営業時間は市場全体で決まっており、休日・営業時間外での個別営業はできません。

12 設備の設置、改装及び修繕

- (1) 使用する小間には、営業に必要な設備は備え付けられていません。必要な設備の設置、改装は使用者が行ってください。
- (2) 設備の設置、店舗の改装及び修繕が必要な場合は、事前に市と調整の上、作業する日の7日前までに「原状変更等許可申請書」(市役所の様式あり)と必要書類を提出し、市長の許可を受けてください。許可を受けずに設置等をすると那覇市公設市場条例違反となります。
※設置可能な設備については、原則として移動が可能な物に限ります。
※設置する電気設備は、小間で使用できる電気容量に限度がありますので、事前に電力消費量等について市の担当者と調整すること。
※小間の返還時には、原状回復が義務付けられています。
- (3) 小間に壁を設置することは出来ません。但し、隣との仕切りを120cmの高さまで設置できます。
- (4) 小間の装飾は、他の小間と調和のとれた装飾を行うこと。
- (5) 使用許可期間中の小間内の設備等の修繕は、使用者が行うこと。
- (6) 工事の際には、周辺業者に迷惑をかけないよう十分な配慮と対策を行うこと。また、必要に応じて周辺業者や市場業者組合と調整を行うこと。

13 使用期間中の主な申請・届出書

- (1) 小間の修繕、改装や設備の設置をするとき

「原状変更等許可申請書」

※本申請に係る許可を受けようとする日の7日前までに提出すること。

- (2) 小間の清掃や棚の設置など

「作業承認申請書」

※作業予定日の7日前までに提出すること。

- (3) 従業員を雇ったとき

「従業員届」

- (4) 倉庫、冷蔵庫等を使用するとき

「倉庫（冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫）使用許可申請書」

- (5) 使用許可申請書等の内容に変更が出たとき

「公設市場使用関係書類記載事項変更届」

- (6) 連帯保証人が変わるとき

「連帯保証人変更承認申請書」

- (7) 1ヶ月以上営業を休むとき

「休業届」

- (8) 市場での営業をやめるとき

「公設市場返還届」

※返還する日の14日前までに提出すること。

※申請書・届出書以外に、添付書類や証明書等の提出が必要な場合があります。

事前に、なはまち振興課までご連絡ください。

14 その他の注意事項

- (1) 申し込み用紙に、不正な記述（資格や要件を偽る等）や期限内に添付書類が提出されない場合等は、申し込みの無効、決定の無効や使用許可の取り消しを行います。
- (2) 公設市場には市場ごとに使用者が組織した組合があり、事業所ゴミの処理や一部設備の維持管理等を市場業者に代わり実施しています。詳しくは、各市場組合又は代表者にお問い合わせください。
- (3) 使用期間中に申請書や届書の記載事項に変更があったときは、記載事項の変更手続を行ってください。
- (4) 第一牧志公設市場の2階食堂の使用者は、専用グリース阻集器が1階外部に設置されておりますので適正な維持管理を行なってください。
- (5) 第一牧志公設市場1階内小間に設置されている冷蔵庫については、市場組合や前使用者と使用等について調整する必要があります。
- (6) 第一牧志公設市場2階食堂等の厨房間の間仕切りのボード等は不燃材とし、使用者の負担で設置してください。

15 公設市場の主な使用規定（抜粋）

「那覇市公設市場条例」及び「那覇市公設市場条例施行規則」から抜粋

(1) 使用許可

- ① 市場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。（条例第3条）
- ② 使用期間は2年とする。（条例第3条第2項）
- ③ 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用期間満了後引き続き市場を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。（条例第3条第3項）

※使用の更新の許可を受けようとする者は、使用期間が満了する日の10日前までに申請書を市長に提出しなければならない。（施行規則第3条）

(2) 禁止事項（条例第8条）

- ① 使用許可を受けた用途以外に使用すること。
- ② 使用の権利を他に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供すること。
※使用権の相続・承継は認められていません。また、使用者の名義変更も出来ません。
- ③ 使用場所の原状に変更を加え、又は工作物等を設置し、変更し、若しくは廃止すること。

※市長が特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

- ④ その他、市長が必要と認めて禁止したこと。

(3) 物件の撤去及び搬出（条例第9条）

市長は、次のいずれかに該当する物件がある場合は、使用者に対し当該物件の撤去又は搬出を命ずることができる。

- ① 市場内に放置した物
- ② 市長の許可を受けずに設置した工作物等
- ③ 小間返還後も撤去又は搬出されない物
- ④ 市長が管理上支障があると認める物

(4) 罰則規定（条例第 12 条）

次の場合は使用の停止、又は使用許可の取り消しを行います。

- ① 使用許可の条件に違反して市場を使用したとき。
- ② 他の使用者の使用を妨害したとき。
- ③ 使用料等を滞納している場合
- ④ 不正の手段により使用許可を受けたとき。
- ⑤ 営業上不正な行為があったとき。
- ⑥ 市場の信用を失うようなことをしたとき。
- ⑦ 条例等に基づく指示や命令に違反したとき。

(5) 使用者の義務

- ① 従業員を使用するときは、従業員届により、市長に届け出なければならない。（施行規則第 10 条）
- ② 商品は、使用者の責任において保管しなければならない。市は、その保管について一切の責めを負わない。（施行規則第 15 条）
- ③ 条例・同施行規則その他の規定の遵守

(6) 那覇市公設市場使用者心得（施行規則第 16 条）

- ① 条例、施行規則及び指示事項の遵守
- ② 小間のはみ出し営業をしない。
- ③ 店舗内、周辺の清掃整理、清潔保持
- ④ 商品の価格を正しく表示する。
- ⑤ 休業の事前連絡
- ⑥ 営業時間の厳守
- ⑦ 使用許可証の掲示